

# 長崎市庁舎建替に関する 市民懇話会報告書



平成24年3月

長崎市庁舎建替に関する市民懇話会

## はじめに

市庁舎については、かねてより、建物や設備の老朽化や窓口の分散など、市民サービスの間としての課題が指摘されてきました。このような中、長崎市が平成 21 年度に実施した、大規模地震が発生した場合の庁舎の安全性に関する調査（いわゆる耐震診断）の結果、市庁舎が大規模地震に十分に機能するために必要な強度を持っていないことが判明しました。

長崎市では、平成 23 年 2 月に、これらの課題解決のため、庁舎を「建替え」、建替え場所については、「現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯」で検討を行うこと、また、公会堂については、「市庁舎建替え計画の具体化と並行して、その機能の確保の方法について検討を行う」こととする長崎市の方針が表明されたところです。

「長崎市庁舎建替に関する市民懇話会」は、市庁舎建替えの検討を更に進めていくため、この市の方針や、今後、長きにわたり市民サービスの拠点となる市庁舎に求める機能などについて、幅広く市民の意見を聞くため、各種団体の皆様や学識経験者、公募による市民など 27 名を委員として設置されたものです。

そのため、本懇話会においては、1つの意見にまとめるのではなく、できるだけ多くの意見を出してもらうことに留意をしました。

本懇話会においては、まず庁舎が抱える現状と課題を市民の視点で確認し、市庁舎建替えの必要性を論議し、次いで、長崎市第四次総合計画で示された長崎市の将来像を踏まえながら、新たな市庁舎に求める機能や建設場所などについて議論を重ねてきました。

その中で、新庁舎整備の基本理念や基本方針、基本的機能については、懇話会としての統一した見解を導き出すことができました。

また、建設場所については、事務局から提示された配置案に対して、様々な意見が出されましたが、懇話会の意見の傾向としては、公会堂敷地を中心としたB案をベースとした意見が多い状況でした。

本報告書は、こうした議論の過程で出された様々な意見もあわせて記載するかたちでとりまとめたものです。

言うまでもなく、新たに建替えられる市庁舎は、50 年後、100 年後の市民が誇り、愛着を持てるようなものでなくてはなりません。

そのために、今後の市民と行政や議会の連携や協働のあり方なども変化していくことを見据えながら、より具体的な計画策定を進めていく必要があります。

今後、市においては、早期の庁舎建替えに向け、建設場所の決定と併せ、本格的に基本構想の策定作業等が始まっていくものと思いますが、その中で、本報告書の意見を最大限に反映して下さるよう、委員一同願っております。

平成 24 年 3 月 30 日

長崎市庁舎建替に関する市民懇話会座長 鮫島和夫

## 目 次

1	現庁舎の現状と課題、市の建替え方針について	1
2	市庁舎建替えの必要性について	1
3	新庁舎のあり方について	2
	(1) 新庁舎建設に向けての基本的な理念	
	(2) 新庁舎整備の基本方針、求める基本的機能	
4	新庁舎の規模について	5
5	新庁舎の建設場所について	6
	(1) 市が示したエリアについて	
	(2) 建設場所について	
6	今後に向けて	9
資料 1	新庁舎整備の基本理念・基本方針・基本的機能に関する体系図	10
資料 2	検討エリア内配置パターン	11
資料 3	市庁舎の建設場所に関するメリット・デメリットについての主な意見	13
	長崎市庁舎建替に関する市民懇話会設置要綱	14
	長崎市庁舎建替に関する市民懇話会委員名簿	16
	長崎市庁舎建替に関する市民懇話会開催状況	17

# 1 現庁舎の現状と課題、市の建替え方針について

市庁舎は、昭和34年に現在の本館及び議会棟が、昭和36年に別館が建設され、その後は、随時、増築が行われています。現在、本館、別館、近隣庁舎に勤務している職員と訪れる来庁者を合わせると、1日に8,200人程度の出入りがある状況で、1年に換算すると200万人程度が出入りしていることとなります。

この市庁舎が抱える課題として、耐震性の不足があげられます。震度6強以上の大型地震に対して、倒壊または崩壊の危険性が低いとされている  $I_s$  値※1は0.6以上で、市庁舎のように災害時に十分に機能することが求められる建物については0.9以上必要とされていますが、平成21年度に実施した耐震診断の結果、別館の  $I_s$  値は最低値で0.15となっているなど、本館、別館、議会棟とも目標値を大幅に下回っていることが判明しています。

また、現在の市庁舎は、本館、別館のみでは十分な執務スペースが確保できず、近隣の複数の建物に分散して業務を行っている状況です。このことは、市民の相談や、手続きのための窓口の分散による市民サービスの低下や業務効率の低下などにつながっていることに加え、バリアフリー設備の充実など、新たな施設整備や改良のための十分なスペースの確保が難しくなっています。

更に、最も古い本館及び議会棟は、建築後52年を経過し、建物の老朽化が進んでいる状況です。

このような課題への対応について、長崎市としては、市庁舎を耐震補強することでは、相当の費用を要するうえ、老朽化や狭隘さなど現状の課題も解決しないことから「建替え」が必要であり、市庁舎の建替えを検討するエリアとして、「現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯」とするということが示されました。

※1  $I_s$  値（構造耐震指標）とは、その施設の耐震性能を示す指標です。

## 2 市庁舎建替えの必要性について

1で述べたように現庁舎には多くの課題があります。このような課題に対する対応として、一つは、今の建物を補強・改修して引き続き使用する方法、もう一つは新たに建替える方法が考えられます。

このことについて、市からの説明や現地の視察による現状の確認などを踏まえ、委員による議論を行いました。その中で、昨今の厳しい財政状況を考えると現庁舎を補強して使用することや周辺のオフィスビルを活用するなど、建替えについて慎重な意見があったものの、概ねの委員は、相当の費用をかけて耐震補強を行っても、庁舎の狭隘さや窓口の分散などの課題が解決されず、老朽化についても経年で進んでいくことから、建替えを進めるべきとの意見でありました。

### 3 新庁舎のあり方について

#### (1) 新庁舎建設に向けての基本的な理念

新たな庁舎を建設するにあたっては、現在ある庁舎の課題を解決することはもちろんですが、根本として追及すべきこととして、今以上に市民サービスの向上を図り、市民の満足度を高めていくことや、そのために、業務の進め方やシステムの見直しといったソフト部分も含め職員の業務遂行力がより発揮でき、職員間のコミュニケーションが活発となるような庁舎である必要があります。また、長崎市の財政状況も厳しいものがあり、効率性、経済性を追求することで建設費用を縮減していかなければなりません。

このようなことから、新庁舎建設に向けて具体的な内容の検討を進めていくための基本理念として、次の3点が必要だと考えます。

- 1 市民サービスの向上を図り、満足度を高める
- 2 業務の遂行力を高める
- 3 効率性・経済性を高める

#### (2) 新庁舎整備の基本方針、求める基本的機能

##### ① 基本方針

新たな庁舎は、長期間にわたり市政の拠点となるため、第四次総合計画で示されている都市の将来像やまちづくり方針の実現につながっていくようなものでなくてはなりません。

昨今は、社会情勢や市民意識の変化とともに、市民と行政の協働が一層重要性を増しているなど、行政の仕事の進め方も変革が求められています。

新たな市庁舎は、そのような仕事の変革に対応する機能を備え、行政と市民のパートナーシップをより確かなものとするこことで、50年後、100年後の市民が誇り、愛着を持てるようなものとしなければなりません。

このような観点から、前述した基本理念を踏まえながら新庁舎に求める姿として、次のような(ア)から(カ)までに掲げる基本方針及びそれぞれに関する機能をとりました。

参考：P9「資料1 新庁舎整備の基本理念・基本方針・基本的機能に関する体系図」

##### (ア) 市民に親しまれ、つながりの拠点となる庁舎

- ・市民が安らぎ、行政と協働できる場や情報を提供する庁舎
- ・市民や世界へ情報発信ができる庁舎

### 【基本的機能】

- 多くの市民が集い、活動できる
- 多様な団体とのつながりの拠点（ネットワーク拠点機能）
- 市民や世界への情報発信・受信

### 【イメージ】

- ◇市民が利用したくなるような庁舎
  - ・安らぎや楽しさを与えるような空間（公園と一体化した庁舎、くつろげるラウンジ、展示スペース、地元特産品の展示・販売、長崎のよさを感じるなど）
- ◇市民ネットワーク等の拠点となる庁舎
  - ・ボランティア支援の拠点となるスペース（市民団体の交流、ネットワークづくり、リーダー養成が行える会議室・展示室・研修室の設置）
- ◇情報発信・受信をする庁舎
  - ・各種情報コーナー（自治会活動紹介、ボランティア情報、地域資源などをPRできるスペース、観光情報ブースなど）

### （イ）人と環境にやさしい庁舎

- ・高齢者や障がい者の方々、子どもたちが社会参加しやすい場所とするため、ユニバーサルデザインを考慮した庁舎
- ・「光」「風」「水」「土」「緑」を利用した環境にやさしい機能を取り入れ、市民の環境への意識を高める庁舎

### 【基本的機能】

- 子供から高齢者まで誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン
- 環境負荷が少ない、地球環境にやさしい

### 【イメージ】

- ◇誰もが使いやすい庁舎
  - ・障がい者等が利用しやすい設備（低カウンター、バリアフリー、多機能トイレ、手すり、授乳室、キッズスペース、分かりやすい案内表示など）
- ◇環境にやさしいエコ庁舎
  - ・環境にやさしい取り組み（太陽光発電設備、風がとおり抜けるような構造、雨水地下水の利用、地熱利用、屋上緑化など）

### （ウ）まちの活性化に貢献する庁舎

- ・まちなかの賑わいに寄与する庁舎

### 【基本的機能】

- まちなかの賑わいにつなげる
- 「まちなか」への回遊性を促す

### 【イメージ】

◇まちなかとの結節がよい庁舎

- ・人の流れを生み、まちの広がりにつながる仕掛け(まちなか軸への動線、イベント交流機能)

## (エ) 市民の安全・安心な暮らしを支える庁舎

- ・災害時に、市民を守り支援することができる庁舎

### 【基本的機能】

○防災拠点、災害発生時の災害対策・支援

○庁舎の防犯、情報のセキュリティ

### 【イメージ】

◇安全性が高い庁舎

- ・耐震性が高い構造(現状: Is 値 0.25⇒建替え後: Is 値 0.9)
- ・安全な場所への立地

◇災害時に対応できる庁舎

- ・災害時の本部機能
- ・機能維持設備の充実(対策本部機能(記者会見場、LAN 回線などの整備など)、災害時の避難者受入機能、災害時備蓄機能、停電に備えた自家発電機能、緊急時の雨水、井戸水などを利用した飲み水確保機能)

## (オ) 市民へ円滑なサービスを提供し、効率的な事務が行える機能的な庁舎

- ・市民サービスの向上のため、訪れやすく事務効率に配慮した機能的な庁舎

### 【基本的機能】

○市民が誰でも、簡単で解りやすく、速やかに行政サービスが受けられる

○効率的な事務が行える

○誰もが利用しやすい交通アクセス

### 【イメージ】

◇円滑なサービスを行う庁舎

- ・ワンストップサービス
- ・フロアマネージャーの配置
- ・ICT(情報通信機器)の活用
- ・公共交通機関を使いやすいづくり(バス、電車、タクシーの公共交通機関にスムーズに乗降できる動線の確保)

◇効率的な事務が行える庁舎

- ・関係課を意識した配置
- ・コミュニケーションスペースの確保

#### (カ) 経済的で柔軟性のある庁舎

- ・華美でなく、機能性・効率性を重視した経済的な庁舎
- ・社会情勢の変化に伴う行政サービスの多様化に柔軟に対応できる庁舎

##### 【基本的機能】

- 経済効率が高い
- 今後の行政の多様化に対応できる

##### 【イメージ】

###### ◇経済効率が高い庁舎

- ・コンパクトな庁舎（IT化や効率的な執務環境の整備（共同書架など）による省スペース化）
- ・ランニングコストが安い
- ・本庁と支所等業務の効果的な分担

###### ◇行政サービスの多様化に対応できる庁舎

- ・柔軟性のあるつくり（可動間仕切りの設置、床下配線の空間がある構造など）

#### <新庁舎のあり方に関連して出された意見>

- ・デザインは、華美にするのではなく、適正な費用の下で、使いやすく魅力的なデザインを検討してほしい。
- ・長崎市役所という一つの市民のシンボルとなるような建物であってほしい。街の看板となるような特徴のある建物を造るという視点が必要である。
- ・景観に優れた建物を目指してほしい。
- ・市民力を発揮するような協働の進め方、地元の人たちの活動の場をどう確保していくかという視点が必要である。
- ・議場は、議会が開会されていない時は、ボランティア団体や市民グループの会議などに利用できるような議場の有効活用のあり方について検討する必要がある。

## 4 新庁舎の規模について

庁舎の規模については、必要な機能の具体的な内容などが今後検討されていく中で決定されるものと考えますが、現在の職員数や仕事のやり方を前提とするのではなく、将来的な人口減に伴う職員数の見込み、業務の効率化、支所等のあり方などについても、本庁の規模に関連していくものと考えますので、それらを踏まえたうえで、財政面の負担を軽減するため、より効率的でコンパクトな庁舎とするよう更に検討を続けることを要望します。

#### <新庁舎の規模に関連して出された意見>

- ・市民が集いサービスを受ける場所（フロントオフィス）とそうではない業務を行う場所（バックオフィス）は分けて考え、フロントオフィスは長崎市の顔になるよう



な象徴的なものであるが、バックオフィスは簡素なものとし、場合によっては既存の施設を活用することで建物の規模が抑えられ、コストを下げることができる。

- ・川が氾濫したときなどの避難所になるような余裕のあるスペースも考えておく必要がある。
- ・経済的なものであっても後世に残るようなデザインや設計でいい建物を作ってほしい。
- ・観光にもよく、他の地方都市の手本になるようなきっちりとした庁舎、施設というものを目指すべきではないか。
- ・「総合窓口」は市民としては、ワンストップサービスを実現できるように一か所にあってほしい。だが、窓口と執務室が同じ空間になくてもよい。どういう執務システムが必要なかが重要である。
- ・IT化の促進により市役所に来る人が少なくなる。また、地域に密着した支所等を充実させた方が市民にとって便利である。そうすれば必然的に市庁舎の規模は小さくなり、コストが抑えられる。
- ・ITが進めばそれを活用して、スリムな行政サービスの形になっていくのではないか。どの程度の面積が必要なのか検討する必要がある。
- ・支所でかなり空き室がある。現在ある施設をいかに使っていくかが大事である。そうすると自ずと市庁舎の規模が限られてくる。
- ・業務の効率化を考えた場合、職員1人が机を持ち、同じ書類を誰もが持つような発想をなくす。共同机、共同書架といった検討も必要である。

## 5 新庁舎の建設場所について

### (1) 市が示したエリアについて

前述したように長崎市は、新庁舎の建設の検討エリアとして、「現在の市庁舎がある場所から公会堂を含む一帯」を示しています。

この検討エリアについては、懇話会において、次のアからエまでに掲げるこのエリアの特性について検討を行いました。大きな異論はなく、このエリアで検討を進めることとしました。

ただし、一部委員からは、県庁舎跡地や浦上方面など、エリア以外の場所の検討の可能性についての意見がありました。

#### ア まちづくりの観点

人の流れを生み、まちの広がりにつながる重要な位置にあること

#### イ 防災安全性の観点

過去に災害の被害を受けていないこと

#### ウ 土地取得の観点、経済性の観点

周辺にまとまった公共用地があり、新たな取得費用の負担が小さいこと

#### エ 利便性の観点

公共交通が充実していること

## <市が示したエリアに関連して出された意見>

- ・ 県庁移転後の県庁舎跡地については、長崎が開港してから長崎を牽引してきた場所であり、行政の中心であった時期も非常に長く、長崎の重要な場所である。

### (2) 建設場所について

新庁舎の建設場所については、事務局から、配置の試案として、現在の本館が建っている敷地を中心としたA案と公会堂のある敷地を中心としたB案について、それぞれ2パターンずつ示され、それを基に、次のような視点からのメリット・デメリットの検討を行いました。

参考：P10「資料2 検討エリア内配置パターン」  
P12「資料3 市庁舎の建設場所に関するメリット・デメリットについての主な意見」

#### (ア) 使い勝手・利便性の視点

A案は、公共交通機関の路線変更の可能性はあるが、北部方面との結節という点で優位である。

B案は、建物のレイアウトの自由度が高い。

#### (イ) まちづくりの視点

A案は、公会堂も現在地となり、人の中心が移動しないため、周辺の経済への影響がない。

B案は、多くの人が入り出りする市役所が、中心市街地がこれ以上衰退しないように、まちなかの活性化に貢献できる。

#### (ウ) 建設計画の視点

B案は、A案に比べ施工期間が短く市民に不便をかけない、さらには建設コストが安い。

#### (エ) 防災の視点

A案B案とも一定の標高があるものの、より高い位置にあるA案の方が安全性が高い。

#### (オ) その他

A案は、桜町駐車場や桜町公園といった、現施設の有効利用の利点がある。

B案は、長崎警察署の跡地を取得し駐車場として活用したり、本館跡地や別館跡地を新たな公共用地としたり、本館跡地をおくんち等イベント広場として利用するなど、まちづくりの新しい可能性を有する。

また、B案において、一部の委員からは、公会堂を単に壊すのではなく新たな建物にそのデザインを継承することや公会堂の記録を展示すること、建築史的な価値の側面から保存・活用を求める意見があった。

懇話会における意見の傾向は、経済性や工事期間の短さ、中央商業地区との連携といった面などから公会堂のある敷地を中心としたB案が望ましいという意見が多く出された。

#### <建設場所に関連して出された意見>

##### 【主にB案に関連するもの】

- ・市庁舎が現在地から公会堂敷地に移ることで、県庁舎の移転も含め、江戸町から桜町に至る国道34号における人の流れが変わってくるため、それに伴うまちづくりについて配慮すべきである。
- ・B-2案は、別館から、市民会館前の広場まで利用し、市役所、公会堂、おくんち広場を設置する。なお、市役所前には、おくんち広場を確保した方がよい。
- ・現在地よりも低い場所になるため、防災の観点から安全面に配慮すべきである。
- ・B-1案は、容積率を現在の500%から600%にすることで、さらに大きな建物が建てられるのではないか。
- ・書類のスペースや人的なスペースも減ると思うので、効率性・経済性の面からあまり大きな建物はいらないのでB-1案でよいのではないか。

##### 【主に公会堂に関連するもの】

- ・まず、市庁舎の建設場所、機能を決めて、公会堂の場所、機能等を検討していくといった前提を作る必要がある。
- ・公会堂を中心としたB案をとるのであれば、公会堂をどこに建てるか言うべきである。
- ・公会堂を建替えるという意見があるので、公会堂のところに市役所を建てるというのが自然である。
- ・公会堂は、世界の評価団体から評価をされた建物（DOCOMOMO100選）であるので本当に壊していいのか。公会堂の建築史的価値はしっかりと考えほしい。
- ・公会堂のある場所は、長崎市民の中で様々な文化活動において長く根付いてきた場所である。まちづくり若しくは次の世代に続く長崎のあり様をもう少し議論してもいいのではないか。
- ・建物を残すのであれば、相当な補修や大改造が必要である。

## 6 今後に向けて

本懇話会では、新庁舎の必要性や求める基本的機能などを多面的に議論し、その中で様々な視点からの意見が出されました。

市庁舎の建替えの必要性は、多くの委員から推進すべきであるとの意見が出されましたが、昨今の厳しい経済情勢や人口の減少なども踏まえ、より効果的で経済性の高い庁舎を求める意見も委員の共通したものでした。

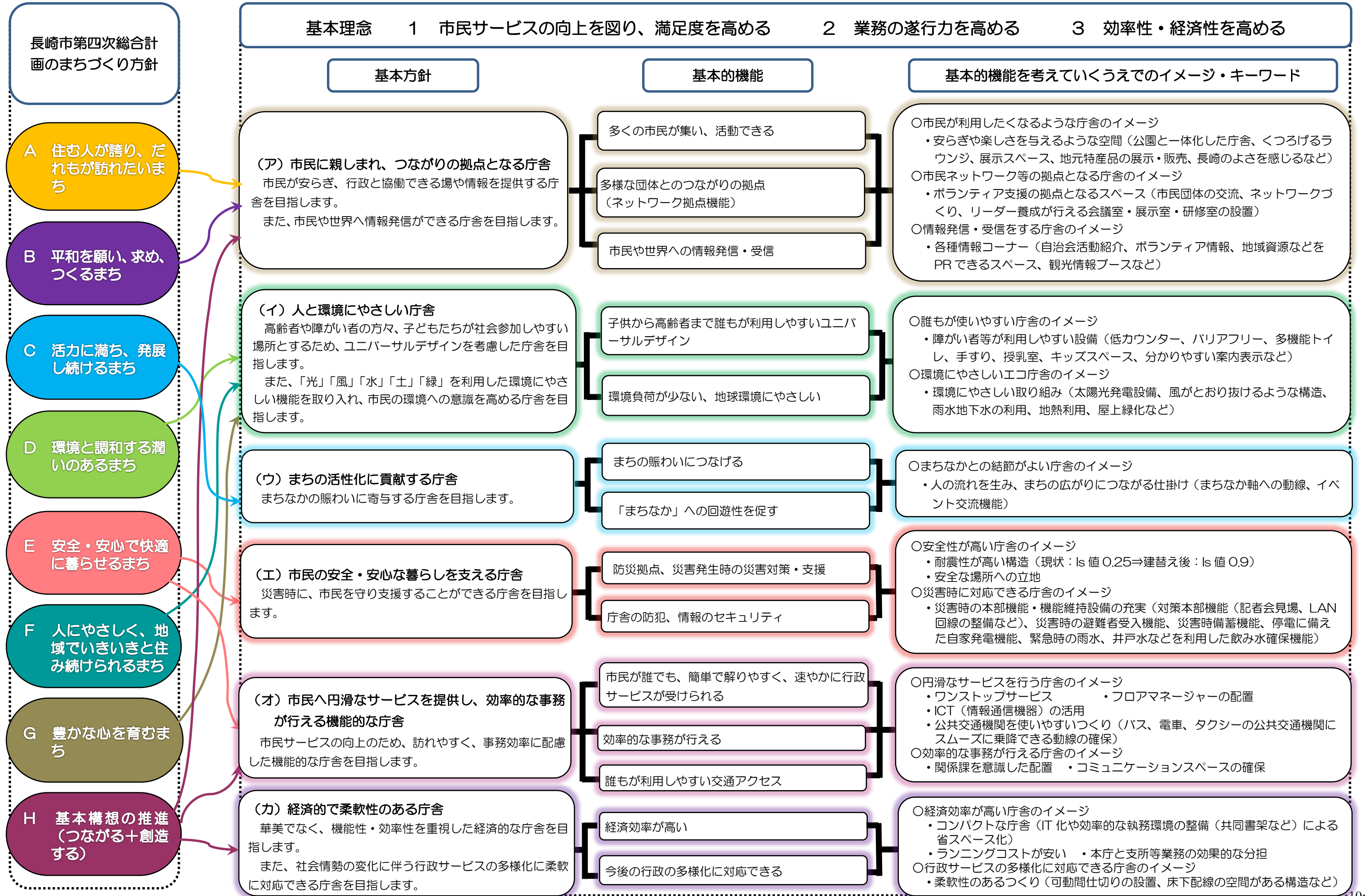
また、市庁舎の建替えについて議論を行う中で、公会堂の取扱いや、現在おくんちの踊場となっている公会堂前公園機能の確保の方策についても気懸りな課題として意見が出されております。

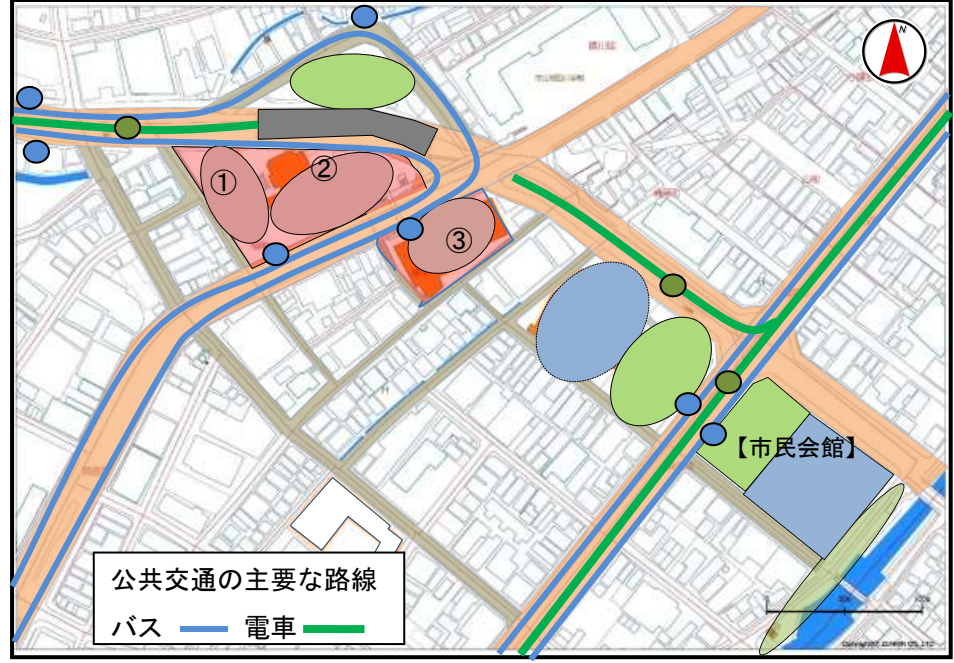
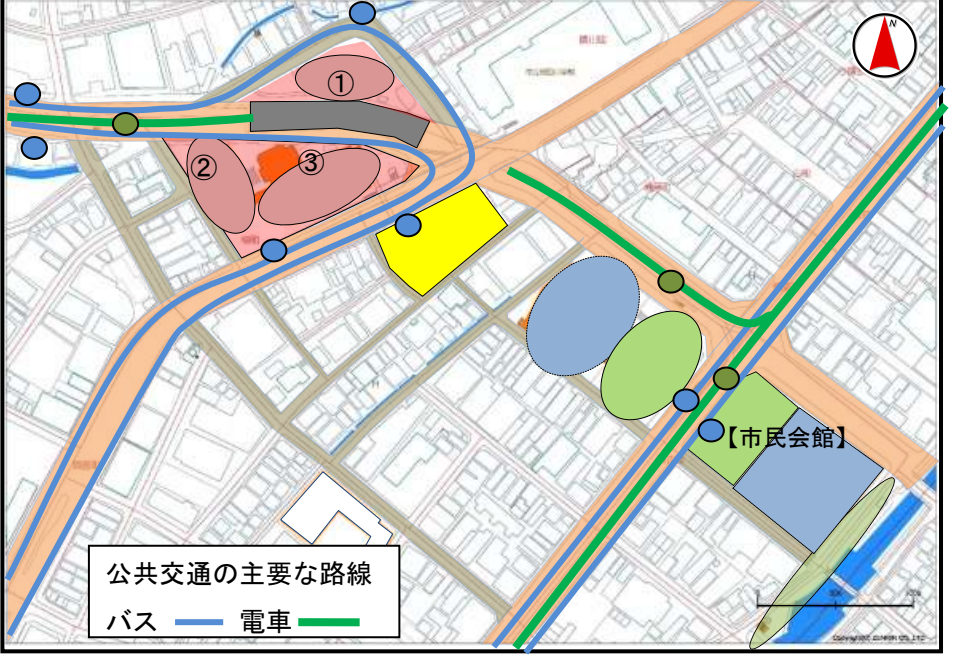
今後、市においては、当懇話会において出された意見及び「公会堂等文化施設あり方検討委員会」における意見などを踏まえ、これらの相互調整を図りながら市庁舎の建設場所など建替えの基本事項に加え、公会堂や公園の機能確保の方策についても早期に結論を導き出し、更に具体的な議論を進めていただくよう要望します。

また、新庁舎の計画を進めるにあたっては、本懇話会から出された意見を更に高め、市庁舎の整備に反映していただくため、施設の計画・設計の各段階において私たち市民ができるだけ多く参画できるシステムを作っていただきたいと願っています。

そのことによって、市民の財産である市役所が更に身近に感じられ、「ながさき」のシンボルとして末長く市民に愛される市庁舎になるものと信じています。

# 資料1 新庁舎整備の基本理念・基本方針・基本的機能に関する体系図



配置パターン	A-1	A-2																																
<p>イメージ図 【凡例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #e91e63; border-radius: 5px; margin-right: 5px;"></span> 庁舎</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #2196f3; border-radius: 5px; margin-right: 5px;"></span> 文化施設</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #8bc34a; border-radius: 5px; margin-right: 5px;"></span> 広場・公園</li> <li><span style="display: inline-block; width: 20px; height: 10px; background-color: #ffc107; border-radius: 5px; margin-right: 5px;"></span> 公共スペース</li> </ul> <p>※数字は施工順を示す</p>																																		
敷地規模	10,000 m <sup>2</sup>	9,200 m <sup>2</sup>																																
敷地内訳	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>建蔽率</th> <th>容積率</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館・議会</td> <td>80%</td> <td>600%</td> <td>6,900 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>別館</td> <td>80%</td> <td>600%</td> <td>3,100 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">敷地合計</td> <td>10,000 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	場所	建蔽率	容積率	面積	本館・議会	80%	600%	6,900 m <sup>2</sup>	別館	80%	600%	3,100 m <sup>2</sup>	敷地合計			10,000 m <sup>2</sup>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>建蔽率</th> <th>容積率</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館・議会</td> <td>80%</td> <td>600%</td> <td>6,900 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>桜町公園</td> <td>80%</td> <td>600%</td> <td>2,300 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">敷地合計</td> <td>9,200 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	場所	建蔽率	容積率	面積	本館・議会	80%	600%	6,900 m <sup>2</sup>	桜町公園	80%	600%	2,300 m <sup>2</sup>	敷地合計			9,200 m <sup>2</sup>
場所	建蔽率	容積率	面積																															
本館・議会	80%	600%	6,900 m <sup>2</sup>																															
別館	80%	600%	3,100 m <sup>2</sup>																															
敷地合計			10,000 m <sup>2</sup>																															
場所	建蔽率	容積率	面積																															
本館・議会	80%	600%	6,900 m <sup>2</sup>																															
桜町公園	80%	600%	2,300 m <sup>2</sup>																															
敷地合計			9,200 m <sup>2</sup>																															
建設可能な建物規模	60,000 m <sup>2</sup>	55,200 m <sup>2</sup>																																
配置の考え	○現在地の中で、庁舎機能の仮移転を行いながら、新庁舎建替えを行う。	○桜町駐車を挟んで、桜町公園を庁舎敷地として活用する。																																
建物	<p>○建替え完了までに、<b>3段階</b>の工程（工期）が必要となる。                  ○工事期間中の議会機能の仮移転が必要。                  （移転先は勤労福祉会館等を想定）                  【施工期間】  <b>8年～9年程度</b>                  【工程】                  議会仮移転→①新本館→②新別館→③新議会棟</p>	<p>○建替え完了までに、<b>3段階</b>の工程（工期）が必要となる。                  ○仮移転は生じないが、工事の各段階で、新庁舎内での仮配置が想定される。                  ○桜町公園は土地形状が細長く高低差もあるため建物配置に制限が大きい。                  【施工期間】  <b>8年～9年程度</b>                  【工程】                  ①新議会棟→②新本館→③新別館</p>																																
公園		○桜町公園（街区公園）の代替確保の検討が必要																																
駐車場	○従来通り桜町駐車を来庁者用として活用																																	
その他																																		

B 公会堂敷地を中心とした配置

配置パターン	B-1	B-2																																												
配置パターン イメージ図 【凡例】 ※数字は施工順を示す 公共交通の主要な路線 バス 電車																																														
敷地規模	8,700 m <sup>2</sup>	11,800 m <sup>2</sup>																																												
敷地内訳	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>建蔽率</th> <th>容積率</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>長崎県勤労福祉会館 長崎地区労働福祉会館</td> <td>80%</td> <td>500%</td> <td>1,500 m<sup>2</sup> (一部県有地)</td> </tr> <tr> <td>公会堂</td> <td>80%</td> <td>500%</td> <td>3,600 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>公会堂前公園</td> <td>80%</td> <td>500% (一部600%)</td> <td>3,600 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">敷地合計</td> <td>8,700 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	場所	建蔽率	容積率	面積	長崎県勤労福祉会館 長崎地区労働福祉会館	80%	500%	1,500 m <sup>2</sup> (一部県有地)	公会堂	80%	500%	3,600 m <sup>2</sup>	公会堂前公園	80%	500% (一部600%)	3,600 m <sup>2</sup>	敷地合計			8,700 m <sup>2</sup>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>建蔽率</th> <th>容積率</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別館</td> <td>80%</td> <td>600%</td> <td>3,100 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>長崎県勤労福祉会館 長崎地区労働福祉会館</td> <td>80%</td> <td>500%</td> <td>1,500 m<sup>2</sup> (一部県有地)</td> </tr> <tr> <td>公会堂</td> <td>80%</td> <td>500%</td> <td>3,600 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>公会堂前公園</td> <td>80%</td> <td>500% (一部600%)</td> <td>3,600 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="3">敷地合計</td> <td>11,800 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>	場所	建蔽率	容積率	面積	別館	80%	600%	3,100 m <sup>2</sup>	長崎県勤労福祉会館 長崎地区労働福祉会館	80%	500%	1,500 m <sup>2</sup> (一部県有地)	公会堂	80%	500%	3,600 m <sup>2</sup>	公会堂前公園	80%	500% (一部600%)	3,600 m <sup>2</sup>	敷地合計			11,800 m <sup>2</sup>
場所	建蔽率	容積率	面積																																											
長崎県勤労福祉会館 長崎地区労働福祉会館	80%	500%	1,500 m <sup>2</sup> (一部県有地)																																											
公会堂	80%	500%	3,600 m <sup>2</sup>																																											
公会堂前公園	80%	500% (一部600%)	3,600 m <sup>2</sup>																																											
敷地合計			8,700 m <sup>2</sup>																																											
場所	建蔽率	容積率	面積																																											
別館	80%	600%	3,100 m <sup>2</sup>																																											
長崎県勤労福祉会館 長崎地区労働福祉会館	80%	500%	1,500 m <sup>2</sup> (一部県有地)																																											
公会堂	80%	500%	3,600 m <sup>2</sup>																																											
公会堂前公園	80%	500% (一部600%)	3,600 m <sup>2</sup>																																											
敷地合計			11,800 m <sup>2</sup>																																											
建設可能な建物規模	44,500 m <sup>2</sup>	63,100 m <sup>2</sup>																																												
配置の考え	○公会堂敷地を中心として、2つの土地で建替えを行う。(公会堂前公園を敷地に含む)	○公会堂前公園を中心とした3つの土地で建替えを行う。(公会堂前公園を敷地に含む) ○庁舎機能の一部を、国道34号線沿いに残す。																																												
建物	○1回の工程(工期)で建替え完了が可能 ○仮移転、仮配置とも生じない。  【施工期間】 約3年(既存解体・更地まで約4年)	○建替え完了までに、2段階の工程(工期)が必要となる。 ○仮移転は生じないが、工事の各段階で、新庁舎内での仮配置が想定される。  【施工期間】 5年～6年程度 【工程】 ①新本館・新議会棟→②新別館																																												
公園	○公会堂前公園(近隣公園)の代替確保の検討が必要 ○「くんち」など既存の催事の実施場所の検討・調整が必要																																													
駐車場	○桜町P(182台収容)の活用を含め、駐車場計画の検討が必要																																													
その他	○公会堂機能の移設先検討が必要																																													

資料 3 市庁舎の建設場所に関するメリット・デメリットについての主な意見

視点	配置パターン	メリット	デメリット
【使い勝手・利便性】	A案		・庁舎が道路等で分断されることになり、一体化できない。
	B案	・敷地面積が広いので、平面に動くことができるようなフロアとなり、高齢者や障がい者にはやさしい作りとなる。	・バス路線は、ほとんどが東部方面行きしかない。ほぼ、ここから北部方面へ行くことは不可能である。
【まちづくり】	A案	・4,000人近い市職員が働いており、その人たちが与えている経済効果をそのまま維持できる。	
	B案	・市役所は、ほぼ一日8,300人の人が市役所に入出入りするため、まちなかを繁栄させていくという観点から、この人の動きを中心市街地に向けることができる。(中心市街地の活性化につながる。交流人口を増やす。)	
【建設計画】	A案		・工期が長く、効率が悪い。 ・建設コストがかかる。
	B案	・施工期間が短く、財政負担の軽減につながる。 ・建設コストが安い。	
【防災】	A案	・標高が高いところにあり、防災面で安全性が高い。	
	B案		
【その他】	A案	・桜町駐車場が隣接し、庁舎と一体的に利用できる。(A-2案) ・桜町公園は公園としてうまく機能していないので、そこに庁舎を建てることにより有効活用できる。(A-2案) ・別館跡地を公園なり公共スペースとして残すことが可能である。(A-2案)	・駅から来た時に大きな建物が目の前にあり、圧迫感がある。 ・桜町公園の代替公園を別のところに設ける必要がある。(A-2案)
	B案	・交流人口を増やす必要があるため、平和的なものとか、長崎市の産業物産館のようなものを作るとしたらある程度の広さが確保できる。 ・長崎警察署の移転後の跡地を県と交渉し取得することで、市の来客用駐車場として活用できる。 ・本庁舎跡地を野外コンサート場兼おくんち広場として活用することで、長崎駅前から今後緑化が予定される大黒市場や恵比須町市場を含め、長崎歴史文化博物館や諏訪神社までの散策コースとしてさるく観光の目玉の一つとして活性化が期待される。 ・本館跡地、別館跡地を公共スペースとして確保できるため、公会堂や県立図書館の移転の用地の種地にもなり得る。	・水害の影響もなかった本庁舎が建っている場所を広くスペースを空けておくのはもったいない。 ・駐車場を建物内に設置するとなると、高層階になることが考えられる。高層になると建築コストがかかってくることになる。



## 長崎市庁舎建替に関する市民懇話会設置要綱

### (設置)

第1条 長崎市庁舎（以下「市庁舎」という。）の建替えを検討するにあたり、広く市民及び関係者の意見を聴取し、その建替えの参考とするため、長崎市庁舎建替に関する市民懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 市庁舎の建替えの方針に関すること。
- (2) 市庁舎の建替えを行う地域に関すること。
- (3) 市庁舎に求める役割及び機能に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

### (組織)

第3条 懇話会は、委員27人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が指名する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係機関、団体等の代表者又は推薦を受けた者
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

3 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法により、これを行うものとする。

### (座長及び副座長)

第4条 懇話会に座長及び副座長各1人を置く。

- 2 座長は、委員の互選とする。
- 3 副座長は、座長が指名する。

### (座長及び副座長の職務)

第5条 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 懇話会の会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

### (報告)

第7条 座長は、協議が終了したときは、速やかにその内容を記載した報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

### (関係者の出席)

第8条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

### (庶務)

第9条 懇話会の庶務は、企画財政部総合企画室において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、報告書の提出された日をもって失効する。

この要綱は、告示の日から施行する。

長崎市庁舎建替に関する市民懇話会委員名簿

<五十音順>

区分	氏名	所属団体・役職	備考
文化振興	石橋 輝夫	社団法人 長崎民謡舞踊連盟 理事長	
経済	石丸 忠重	長崎市商店街連合会 会長	
経済	扇 健二	長崎経済同友会「まちづくり委員会」委員長	
公募	大石 龍利	元会社役員	
教育	大岩 道子	長崎市青少年育成連絡協議会 副会長	
公募	大草 一俊	大草建築デザイン室	
地元	金子 叔司	新興善地区連合自治会 会長	
福祉	川瀬 朋章	長崎市中心身障害者団体連合会 事務局長	
観光	小林 喜平太	社団法人 長崎国際観光コンベンション協会 副会長	
都市交通	坂本麻衣子	長崎大学大学院工学研究科 准教授	
経済	里 隆光	長崎商工会議所 副会頭	
まちづくり	鮫島 和夫	長崎住まい・まちづくりトラスト 代表	座長
都市防災	多田 彰秀	長崎大学大学院工学研究科 教授	
文化振興	田中 正明	長崎国際文化協会 副会長	
くらし	鉄川 和子	長崎市老人クラブ連合会 女性部長	
建築	鉄川 進	社団法人 長崎県建築士会 長崎支部長	
公募	土井 康幸	(株)アルファ九州 代表取締役	
公募	中嶋 恒治	(株)中嶋屋本店 代表取締役	
くらし	中田 慶子	NPO 法人 DV防止ながさき 理事長	副座長
公募	平木 太	(株)レオパレス21長崎支店	
子育て	増本小夜子	長崎市子育て支援ネットワーク連絡会 代表	
地元	松永 光司	長崎市保健環境自治連合会 常任理事	
青年層	三谷 勝大	社団法人 長崎青年協会 渉外・福祉室長	
福祉	室塚 久江	社会福祉法人 長崎市社会福祉協議会 理事	
伝統芸能	山下 寛一	長崎伝統芸能振興会 踊町委員会副委員長	
文化振興	横山 正人	長崎総合科学大学 環境・建築学部 教授	
地元	吉原 孝	磨屋地区連合自治会 会長	

長崎市庁舎建替に関する市民懇話会開催状況

開催回	開催日	議題
第1回	8月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの経緯</li> <li>・現状と課題</li> <li>・市の対応方針（大きな方向性）</li> </ul>
第2回	9月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地視察</li> <li>・意見交換</li> </ul>
第3回	11月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大きな方向性に関する意見</li> <li>・新しい市庁舎の機能を検討するための視点、具体的な機能に関する意見</li> </ul>
第4回	1月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎の建設場所について</li> </ul>
第5回	2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市庁舎の建設場所について</li> </ul>
第6回	3月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見のとりまとめ</li> </ul>